

福岡県議会ホームページ▶http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/

携帯電話向けサイト▶http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/m/



ふくおか県議会だより

第2号

飲酒運転撲滅条例

九月二十一日から全面施行!

福岡県議会では、去る2月22日、会派を超えた議員提案によって、全国初の罰則付きの飲酒運転撲滅条例(通称)を制定しました。飲酒運転は、単なる交通違反ではありません。飲酒運転事故による死亡率は通常の10倍以上であり、まさに走る凶器といえます。しかも、本県は、近年、飲酒運転事故が全国最悪水準を続けており、条例の前文にもありますように、大変痛ましい犠牲者が相次いでいます。何とか、この現状を打破したいという切実な思いでした。

飲酒運転撲滅を県民運動として推進するための、啓発や準備に関する規定はこの4月1日から施行(条例が効力を持つことをいいます)していましたが、義務としての取り組みや罰則に関する規定を含めた全面的な施行は、来る9月21日からとなります。

この条例は全国的にも注目を集めていますが、条例の施行は第一歩にすぎません。私たちには、お互いの命を守り、安全を確保するという何よりも大事な責務が課せられていること、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という取り組みは、県民全ての使命であることを自覚し、強い意志を持って、着実に飲酒運転撲滅への道を歩み続けてまいりましょう(条例の解説は第6面に掲載)。

依存症診断拒否に過料

飲酒運転撲滅条例成立

「命守る条例」できたよ

飲酒運転撲滅への第一歩

福岡県議会可決

条例は37条、飲酒での防止教育などを実施する。2度検発された場合は、運転者へ、依存症のアルゴリズムの注意や警察への通報、依存症の受診義務を努力義務とした。4、や罰則規定を含む本稿を一部施行して学校、施行は、通知期間を経る。

飲酒運転撲滅条例の骨子

- ・飲酒運転した運転者は医療機関でアルコール依存症の診断を受けるよう努める。
- ・再違反者は依存症の診断を受け、結果を報告、受診せず、知事の受診命令に従わない場合は5万円以下の過料。
- ・飲酒運転が通学路上の場合、勤務先や通学先に通知する。
- ・事業者は飲酒運転撲滅を宣言し、社内処分や飲酒検診に関する事項を記載した撲滅推進計画を策定するよう努める。知事は違反企業が飲酒した飲食店が判明した時は、営業者に通知し、再び違反者を出した場合は再発防止措置を要するよう指示書を出し、措置を実施しない場合は指示書の店內掲示を命じる。従わない場合は5万円以下の過料。

傍聴の母、天国に報告



福岡の飲酒運転事故発生件数は10年が3倍、昨年は全国最多、11件の死亡事故が起きた。福岡県議会では、飲酒運転撲滅条例を制定し、9月21日から施行する。条例は、飲酒運転による事故の発生を防止し、被害者や遺族の苦しみを軽減することを目的としている。条例には、飲酒運転をした運転者に対する罰則だけでなく、事業者に対する指導や、飲酒運転撲滅を推進するための取り組みも盛り込まれている。

★福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例 前文(抜粋)

法令による厳罰化が進み、取締りの努力が続けられているにもかかわらず、平成二十三年二月の男子高校生二人をはじめ犠牲者が続き、今もなお、飲酒運転事故が後を絶たない状況にある。

また、飲酒運転による検挙者の半数が再犯者と推定されている……。

このような憂慮すべき状況の背景には、飲酒運転の危険性と結果の重大性に対する社会的な認識の甘さがあることを指摘する声があり、まず、常習者の徹底的な自己啓発と県民意識、社会風土の改革が急がれるところである。しかし、一方で、飲酒運転による検挙者の中には、アルコール依存症が疑われる方も多数存在することが判明し

平成二十四年六月

定例会を振り返って

このたびの豪雨災害でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。県議会といたしましては、被災地域の早期復旧・復興と住民の生活支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

さて、議長として初めて臨んだ6月定例会が6月27日に閉会しました。

この定例会では、私どもが会派を超えて取り組んでおります広域的な行政課題への対応に関する質疑が活発に行われました。九州観光推進機構の組織強化、安全性が確認された災害廃棄物の広域処理、原子力安全協定、電力の安定供給などであり、知事も積極的な答弁をされました。

定例会での議論のあらましや最近の主な議会活動については、県民にわかりやすい



福岡県議会議長 松本 國寛

代表質問から



自民党県議団
大島 道人 議員

策を説明しているところである。

Q 「九州広域行政機構」の設立について、九州地方知事会が提案した構想と現段階の法案とが随分違ったものになってきているが、知事の見解を問う。

A 6月に「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が示された。この法律案は九州地方知事会の主張を取り入れつつ、「国の出先機関の原則廃止」を前に進めるための広域行政の枠組みを創設するものと受け止める。しかし、移譲の対象となる事務や国の関与は今後定められる政令に委ねられ、必要な財源については「基本理念ののっとり」「必要な財政上の措置を講ずる」という抽象的な規定にとどまっております。「丸ごと移譲」の実現のためには今後の政令や具体的な制度運営を引き続き注視し、強く主張していかねばならない課題もある。

Q 県と糸島・福岡両市が、玄海原子力発電所から30⁺圏内の他市に先行して九州電力と原子力安全協定を締結した真の理由は何ですか？

A 協定締結の申し入れは各県ごとに九州電力に対して行い、個別に協議を進めてきた。本県では昨年10月に申し入れ、精力的な協議を行った結果、6カ月間で締結を実現できた。

Q 本県の再生可能エネルギー開発と県独自の電力安定供給策は？

A ダムの維持放流水を活用した中小水力発電について、県が事業主体となつて発電所を増設できるかできないか、検討を進めている。

Q 九州広域観光を促進させるため、任意団体の九州観光推進機構を法人化するべきでは？

A 九州観光推進機構は平成17年の設立以降、九州各県が一体となった観光プロモーション活動などに取り組み、国内外からの誘客に大きな役割を果たしている。これまでに九州7県で、今後の広域観光戦略とそれを担う機構の組織強化について検討を進めてきたが、一般の九州地域戦略会議で、今後、官民合同会議を設置して具体案の検討を進めることになり、法人化も選択肢の一つとして検討する。



民主・県政議団
小池 邦弘 議員

心円内の対策を重点的に充実させる。併せて、放射性物質の拡散は気象条件あるいは地形の影響等を受けるので、実際の放射線量の測定結果を踏まえた対応を考える。この二つが基本的な考え方である。このため、30⁺圏外での緊急時モニタリング体制を構築。SPEE D1(国の緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の整備・運用を図り、災害時には実測値を踏まえて市町村と連携し、対策を講じる。気象データを重視せよとの指摘はそのとおりである。

Q 東日本大震災の復興支援で「震災がれき」対策など知事の見解を問う。

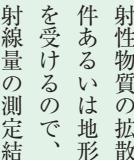
A 4月に宮城県を視察し、いわゆる廃棄物の速やかな処理が喫緊かつ最重要課題であるとあらた実感した。積極的に取り組んでいる北九州市は大変心強く、ありがたいと思う。

市町村と地域住民の理解と協力が不可欠で、今後とも国の支援措置や新しい安全基準の情報に関係市町村に伝えるなど県内自治体の取り組みをできる限り支援したい。

県民の放射線への不安を払拭(ふっしょく)していくには、まず知識、それから正確なデータの提供が非常に大事だ。放射線量を常時監視するモニタリングポストの定点観測結果をはじめ放射線情報等の検索を容易にするポータルサイトを平成24年度できるだけ早い時期に立ち上げたい。

Q 原発事故に備え、気象データを重視し、北部九州3県の連携を視野に入れた県地域防災計画の策定など県民への「安心・安全」提供について知事の見解を問う。

A 県防災会議の専門家の意見も踏まえ、まず玄海原発から半径30⁺圏内



公明党
新開 昌彦 議員

者がそれぞれの意思と能力、体力に合わせて職場や地域で活躍できる地域社会づくりを進める。

Q 災害廃棄物広域処理の北九州市の受け入れや災害廃棄物の放射能汚染について知事の所見を問う。

A 北九州市の皆さまが積極的に取り組んでおられることは、大変心強く、ありがたい。

広域処理の対象となる災害廃棄物は、少なくとも国の「広域処理の推進に係るガイドライン」の基準を満たすものであり、さらに、住民に安心してもらうため、受け入れを行う市町村の状況に応じて定められた独自の基準を満たすように、被災地できめ細かく選別され、放射能の濃度を測定されたものに限り、その地域の実態を踏まえ、国や被災地と市町村との間で必要な調整を行いたい。先行事例についての市町村への説明会を早く開催したい。

Q 農家の戸別所得補償制度について、この制度で農業の規模拡大が進みにくくなっているとする知事の説明は納得できない。その根拠を問う。

A この制度は恒常的に赤字が出ている小規模農家に対しても交付金が支給される。小規模農家にとっては、農地を貸し出すよりも営農を継続していく方向へ気持ち傾くと思う。その結果、農地の集約あるいは農地の貸借が進みにくくなっているかと判断した。



緑友会
神崎 聡 議員

民による「田川広域観光協会」と十分連携を取ってきたい。

Q 県防災・行政情報通信ネットワークは整備から10年以上が過ぎた。システムの切り替え時期と新システム構築の基本構想について知事に問う。

A ネットワークは、県と市町村と防災関係機関の間で、災害時の情報収集のために伝達、または収集するためのものだが、構築から時間がたち、保守部品の調達や通信速度の問題、デジタル映像に対応できない等の課題も生じている。県は今年度、東日本大震災の被災地での防災行政無線の被災状況や通信実態、さらに民間の通信サービスの活用も含め、大規模災害時の情報伝達手段に関して調査・検討中である。その中で基本的な考え方や切り替え時期を決めていく。

Q 田川地域の観光振興と中山間地域の交通アクセス強化について知事の見解を問う。

A 田川地域には、英彦山や世界記憶遺産の山本作兵衛の炭坑記録画、川渡り神幸祭など魅力的な観光資源がたくさんある。県はこれまで英彦山温泉と「道の駅」を回遊するモデルケースの開発やご当地グルメ「方城すいとん」の復活などを支援。今後とも今年4月に設立された地域の産学官

者がそれぞれの意思と能力、体力に合わせて職場や地域で活躍できる地域社会づくりを進める。

第7次計画の策定に向け、今回のニーズ調査で統一できなかった調査対象者の範囲や質問項目を統一するよう各保険者と協議していく。

平成23年度末現在の県営住宅の高齢化率は19.7%、単身高齢者の世帯数は4669世帯、世帯全体の17.2%である。室内で亡くなり、発見まで4日以上経過した単身高齢者は、平成22年度に5人、同23年度は4人いた。

Q 通学路の安全について。

A 通学路の安全総点検の結果、県域の公立小学校687校中636校に危険箇所等の問題点があり、うち321校に改善措置に緊急性を要する箇所があった。登下校中に交通事故で死傷した児童数は平成21年に124人、同22年に138人、同23年に141人で、ここ3年間はやや増加傾向にある。今後は、ガードレールの設置、カラー舗装等の即効性のある対策から着手し、必要な予算の確保に努める。県警察や道路管理者等の関係機関との連絡会等を開催し、通学路の安全確保に万全を期す。

生活道路において、区内の最高速度を30⁺に規制し、歩道や路側帯の設置・拡幅を行う「ゾーン30」を、平成28年度までに県下142カ所を目標に整備したい。

道路は地域を支える必要な社会資本。とりわけ中山間地域では観光振興も含めて重要な役割を果たしている。地形など現地の状況に柔軟に対応し整備を進めていく。

Q 中高一貫教育に大いに賛成。将来、13学区ある県立普通科高校の通学区域全部に設置する可能性を教育長に問う。

A 教育の機会均等の観点から新たな中高一貫教育校は、まずは未設置地区の福岡と筑豊地区にそれぞれ1校程度整備する。今後は、設置校の状況や地域の実情を見極めたい。

Q 一方、学区外の一貫校で学校生活を送る子どもたちに郷土愛が希薄になるのではないかと心配だ。地元で子どもを育てる重要性について知事の見解を問う。

A 学校教育や地域での活動で、郷土に対する愛着や誇りを育てていくことは、地域の将来、この国の将来を担う人づくりという観点からも大変重要である。同時に(学区外に通うことになって)子どもたちの側から見ると、幅広い選択肢の中から希望や能力に合わせて適切な進路を選択できることになる。そうした環境づくりを進めていく中で、地元が魅力ある選択肢となっていくことが大切だ。

一般質問から

写真は、今回、質問を行った議員



香原 勝司 議員

塩川 秀敏 議員

板橋 聡 議員

井上 順吾 議員

中尾 正幸 議員

吉村 悠 議員

桐明 和久 議員

井上 貴博 議員

浦田 憲一 議員

伊豆 美沙子 議員

樋口 明 議員

Q 震災がれきの受け入れを検討している北九州市が小倉北区の都心部等へのモニタリングポスト設置を求めている。それについての見解を問う。

A (放射線量を常時監視する) モニタリングポストは、災害廃棄物の受け入れに伴う住民の不安を解消していくとともに、風評被害を防止するために非常に有効な手段と考える。北九州市の要望も踏まえ、県もいま、モニタリングポストの増設を北九州市とともに環境省と文部科学省に要望している。

Q 福岡で季節を問わずおいしいフグが食べられることを、観光戦略として全国に発信すべきだと考える。見解を求める。

A 食は観光の大きな魅力。夏フグは今後、提供する飲食店を増やすことで、観光客を呼び込む魅力の一つになるのではないかと。夏ふぐブランド化推進協議会「や県漁連と連携し、旅行代理店向け説明会やホームページなどを通じた情報発信に努め、福岡県が誇る新たな食材・料理・食品として大いにアピールしていきたい。

Q 本体工事が始まる那珂川町の五ヶ山ダムは規模が県内最大。水力エネルギーの有効利用の観点から水力発電について問う。

A 五ヶ山ダムは平成29年度の完成を目指す多目的ダム。県は現在、ダムから放流される維持用水あるいは水道用水などを有効利用する観点から、ダムの管理を主目的とする水力発電の可能性について検討している。

Q 大宰府政庁跡・水城跡・大野城跡の世界遺産登録に向けての取り組みを問う。

A 国がユネスコに提出する「暫定リスト」には既に12件が記載されている。一方、ユネスコへの推薦は1年に1件と限られており、さらなる追加はなかなか厳しい状況ではないか。登録にはまず地元市町村の世界遺産としての価値を証明する積極的な取り組みと、地の機運の盛り上がりが必要。県は地元の取り組み状況や今後の国の動向を見ながら対応していく。

Q 八女市の産業廃棄物処理場の悪臭対策を知事が言う「県民の生活の安全、安心」からどう考えるのか。

A 産業廃棄物の適正処理は県民の生活環境を保全する上で極めて重要で、処理施設は「廃棄物処理法」に基づき厳格な審査で許可。維持管理も監視指導マニュアルにより指導している。ご指摘の施設も「悪臭防止法」を所管する八女市と連携。重点的に立ち入り検査し改善指導してきた。引き続き法律の厳正な運用と適切な指導を行っていく。

Q 自主防災組織が継続して活動するには何が必要で、県はどう対応するのか。

A 日頃、さまざまな団体と連携し地域に根差した活動を。個々人の中長期的な目標を設定、達成度をチェックして活動するなど構成員の活動意欲を高める。リーダーの育成を図る。リーダーが必要。県は平成24年度から活動の工夫のポイントや目標設定計画の作成などを指導。ハザードマップ作成や要援護者の避難方法などを内容とするリーダー養成研修も行う。

Q 国民健康保険の構造的課題に対する所見と、広域化だけでは解決しないと知る知事の対策を問う。

A 高齢者の割合が高く医療費も高くなること、また所得水準が低く保険料収入が得にくいことが構造的課題。県は保険財政共同安定化事業の拡大に取り組み、国には公費負担の拡大、将来にわたる安定した制度運営の確保のため、被用者保険を含めた全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化などを全国知事会を通じて働きかけている。

Q 県とイオンの包括連携協定で、県と一企業の距離感に疑問を感じる。特に電子マネーカードの発行は県がお墨付きを与えていると誤解される。所見を問う。

A イオンから提案があり、かねて企業に対しては社会貢献活動を促しているため、県民サービス向上の観点から締結した。電子マネーは利用金額の一部を県の共助社会づくりに寄付するとの提案であり、企業が独自に考案した寄付の仕組み。県が特定の企業活動を後押しするものではない。

Q 県企業立地促進交付金は撤退抑制の意味も含め、企業が撤退する場合には返還を求めるべきだ。所見を問う。

A 本県では現在、企業が倒産や撤退した場合に、交付金の返還を求める規定はない。近年、操業開始後間もない工場でも閉鎖や撤退する動きが見受けられる。企業が一方的に早期撤退した場合、経済効果などが上がらず自治体は交付目的を達成できないケースも出ている。そのような事態に備えて返還規定について検討を進めている。

Q 市街地商店街の生き残り策について所見を問う。

A 街なか居住の推進は重要な柱である。市町村が住民や住宅事業者などと連携することが必要で、県は計画段階から支援する。まちづくりと一体となった取り組みも重要で、県は多様な都市機能の集積を目指す「中心市街地活性化基本計画」を策定し、実施する市町村に経費を助成、関係部局が連携して指導、助言してきた。新たに計画策定を目指す市町村があれば、県を挙げて支援していく。

Q 海岸の漂着ごみ対策費に利用できた国の基金事業が平成23年度終了。24年度以降どう取り組むのか。地域の清掃活動をどう評価するか。

A 漂着物の状況と発生の原因調査を進め、その結果を基に、発生を抑制するための啓発などに取り組む。基金に代わる新たな財政措置を国に要望。既存の補助制度をできるだけ活用していきたい。宗像市の「さつ

Q 久留米・鳥栖地域のがん治療先進地としての位置づけを問う。

A 九州国際重粒子線がん治療センターは久留米市に隣接する鳥栖市に設置され、福岡県、特に久留米市にとって非常に身近な立地となっている。また、久留米大学はがんの第4の治療法といわれる、がんペプチドワクチン療法の拠点を目指しており、これら二つの施設の連携により久留米・鳥栖地域は将来、がん治療の高度先進拠点となっていくことが期待される。



江口 善明 議員

吉武 邦彦 議員

一般質問から

写真は、今回、質問を行った議員



民主・県政 県議団

岩元 一儀 議員 中村 誠治 議員 大橋 克己 議員 田辺 一成 議員 原中 誠志 議員 原田 博史 議員 仁戸田 元氣 議員 守谷 正人 議員 畑中 茂広 議員

Q 福井県のある中学校では、教科ごとに専用教室で授業を受ける教科センター方式と、1年から3年までの1学級ずつで縦割りの集団を構成し、給食などを共にしているが、教育長の見解は?

A 教科センター方式は八女市立矢部中学校で取り入れられており、学習意欲の向上や生徒の自主性の伸びなどの成果が見られる。スクエア制は、本県では日常的な取り組みの事例は少ない。これらの取り組みの情報収集を行う。

Q 通学路の安全確保のための具体的な対策は? 生活道路において区域内の最高速度を30kmに規制し、歩道や路側帯の設置・拡幅を行う「ゾーン30」の整備計画は?

A ハード対策では、ガードレールの設置やカラー舗装など即効性のあるものから着手する。ゾーン30については、県警が道路管理者と連携し、平成28年度までの5年間で、現在整備中の福岡市城南区鳥飼地区をはじめ県内142カ所を目標に整備していきたい。

Q 4月に大牟田市の三池港の出入港基準が改定されているが、その内容は?

A 三池港では昨年度、航路の拡幅やさらに深くする国の工事が完了し、従来の6千トンに加え1万2千トンのコンテナ船の出入港が可能になった。これを受けて、1万2千トンまでの大型コンテナ船に対応できるよう、航行の安全確保のために運航方法などを見直し、港湾管理者である県が海上保安部などの関係者と協議の上で出入港基準を改定した。

Q 耐用年数の長い新築住宅の建設促進やリフォームの助成など、持続可能な住宅政策の、より踏み込んだ取り組みを求めているが、中古住宅が安心して購入されるための有効活用されるための県の取り組みは?

A 物件情報を充実させ買い手の不安を解消することが重要。専門家による劣化状況などの建物診断結果を売り主が公開することによって、買い主が客観的に判断できるよう仕組を、不動産業界や検査機関などと連携して整備し普及させ流通促進に努める。

Q 農業総合試験場では、地域の風土に合い、気候変動や災害にも耐久性を発揮する品種の開発に力を注ぐべきだと考えるが、知事の見解を問う。

A 農業生産は自然災害や病害虫との戦いであり、試験場では数多くの品種を開発してきた。コメの「元気つくし」、キクスの「夏日和」、ネギの「夏元気」は高温障害に強く、「ラー麦」は病気に強い。湿害に強い大豆や高温に強いナシの開発にも取り組んでいる。今後、試験場の役割や機能をしっかりと発揮していく。

Q 県立高校の定員割れが増え続けているが、これまでの県立高校再編整備をどう総括しているか? 新たな基本計画を策定すべきでは?

A 学校・学科の再編成や、総合学科、中高一貫教育校などの整備により、学校の特色化・活性化が図られ、学習意欲の向上や進路希望の実現に一定の成果があったが、県民の期待に十分応えられていない状況もある。学校の特色の明確化や教育内容の工夫改善など、現場の課題を踏まえた対策を実施する。

Q 高齢者が認知症による徘徊(はいかい)で行方不明になるのを未然に防ぎ、

万一の際、早期発見するためのネットワークを各地で結成するため、県も「徘徊・見守りSOSネットワーク推進会議」を早急に立ち上げてはどうか。

A 警察・消防等の公的機関、医療・福祉・介護等の関係団体、交通・金融・流通等の事業団体をメンバーとする会議を本年度中に立ち上げ、市町村による徘徊SOSネットワークの構築とその広域化を支援していく。

Q ひつたくり事件の目立つ福岡市中央区と博多区での最近の発生件数と検挙率は? A 平成24年5月末現在までの発生状況は、中央区で

を防ぐため、部活動や地域スポーツクラブの指導者向けの講習を定期的に行っているが、また、指導者たちの判断基準となるスポーツ障害のガイドラインの作成を求めているが、どうか。

A 県教委が指導者向けに開くスポーツ医・科学研究会や学校への指導者の派遣により、部活動の指導者全員がスポーツ障害の基礎知識を習得できる機会の確保に努める。ガイドラインに関しては関係機関と連携しスポーツ障害防止のポイントをまとめた資料を作る。

Q 県内の脱法ハーブの販売店舗数や健康被害の状況は? 対策と取り締まりの方針を問う。

A 県の把握では、北九州市内に7店舗、福岡市内に7店舗、インターネット販売が5業者ある。健康被害による救急搬送は昨年1年

は95件で、昨年同期比で35件(58.3%)増加した。博多区では44件で、昨年同期より7件(13.7%)減少した。県内の検挙率は平成21年が54.5%、22年が65.8%、23年が39.4%であり、今年5月末現在の検挙率は38.3%で、昨年同期比で1.4ポイント低下している。

間16件、今年は5月までに9件あり昨年を上回るペース。県警は、県業務課などと連携し、販売店舗に積極的に立ち入って実態把握に努めるとともに、悪質な店舗については薬事法など関係法令を駆使して摘発に努める。

Q 介護保険サービスを利便していない90歳以上の高齢者に、地元商店街で使える商品券を交付する京都府の試みをどう評価するか? 本県での地域商品券の活用例は?

A 京都府の事業は一般財源から商品券を交付し、初年度で約3億円を要すると聞く。高齢者の健康維持への効果も含めて勉強したい。県内では、久留米市が市内に住宅を取得し転入した人に贈っているほか、田川市と柳川市が敬老祝い品として贈っている。

「代表質問」と「一般質問」はどう違うの?

県議会ひとくちメモ

議員が本会議において知事など執行機関に対して行う質問に、代表質問と一般質問があります。【代表質問】代表質問は、交渉会派(5人以上の所属議員を有する会派)の代表が行います。質問は会派を代表するものであることから、その内容は、党・会派の理念や政策を踏まえ、知事の政治姿勢や提案された予算・条例などの議案について行います。質問時間は、当初予算が提案される定例会(通常2月)は60分以内、その他の定例会(6月、9月、12月)は45分以内で行い、答弁時間は質問時間に含まれません。【一般質問】一般質問は、議員個人の立場で質問することを基本としており、今日の行政の課題や地域に密着した問題について行われます。質問時間は、議員数に8分を乗じて得た時間が各会派に割り当てられ、答弁時間は質問時間に含まれません。

提出された議案

平成24年6月定例会では議案12件が提出され、いずれも原案のとおり可決、承認または同意されました。

○条例議案7件

- ・福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- ・福岡県税条例の一部を改正する条例
- ・福岡県防災会議条例の一部を改正する条例
- ・福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- ・福岡県都市公園条例の一部を改正する条例
- ・福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

○専決処分したものについて報告し承認を求める議案1件

- ・福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

○工事請負契約の締結に関する議案2件

○人事に関する議案2件

可決された意見書
採択された請願

可決された意見書

○九州における基幹的広域防災拠点の整備についての意見書

都道府県単独では対応不可能な大規模災害発生時に備え、国において、首都圏、京阪神都市圏に整備を見ている基幹的広域防災拠点の整備について、九州でも積極的に取り組みられるよう求めるものです。

○少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

○東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関する意見書

○「競り下げの方法」に慎重な取り扱いを求める意見書

○私学助成の拡充に関する意見書

採択された請願

○私立小・中・高等学校に対する助成制度の拡充強化等に関する請願

気になる言葉

【災害廃棄物と震災がれき】

報道等では「震災がれき」と呼んでいますが、法律上は「災害廃棄物」という用語が使われています。また、実際に各自治体が受け入れているのは木くずその他可燃物です。今回の九州北部豪雨災害でも、大量の災害廃棄物が問題になっています。

代表者会議

代表者会議は、議長・副議長および交渉会派の代表者により構成され、
・議会の行事に関すること
・議員定数に関すること
・改選に伴う初議会の運営に関すること
・その他議会運営上必要と認める事項
などについて協議し、会派間の意見を調整するために設置されています。



写真向かって右から

- 重野 正敏 (緑友会/代表者)
- 佐々木 徹 (民主・県政界議団)
- 吉村 敏男 (民主・県政界議団/代表者)
- 新村 雅彦 (民主・県政界議団/副議長)
- 松本 國寛 (自民党県議団/議長)
- 藏内 勇夫 (自民党県議団/代表者)
- 松尾 統章 (自民党県議団/議長)
- 森下 博司 (公明党/代表者)

議会運営委員会

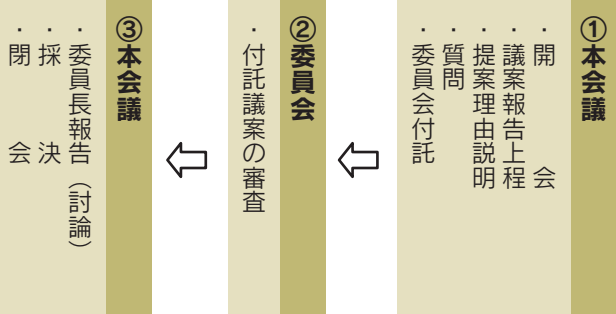
議会運営委員会は、
・会期
・議事日程
・会期の延長・休会
・特別委員会の設置・改廃
・議会関係の条例・規則の制定・改廃
など、議決を必要とする案件の取り扱いを協議し、また、議長の諮問に応えるなど、議会の円滑な運営を図るため設置されています。



写真向かって右から

- 林 裕二 (緑友会)
- 壹岐 和郎 (公明党)
- 高橋 雅成 (公明党)
- 畑中 茂広 (民主・県政界議団)
- 野村 陽一 (民主・県政界議団)
- 守谷 正人 (民主・県政界議団)
- 佐々木 徹 (民主・県政界議団)
- 松尾 統章 (自民党県議団)
- 今林 久 (自民党県議団)
- 月形 祐二 (自民党県議団)
- 江藤 秀之 (自民党県議団)
- 吉松 源昭 (自民党県議団)
- 栗原 涉 (自民党県議団)
- 香原 勝司 (自民党県議団)
- 川端 耕一 (自民党県議団)

★会議の流れ



代表者会議と議会運営委員会

調査特別委員会から

調査特別委員会は、特定の案件を審査したり調査したりするため、必要に応じて設置されます。本県議会では、現在6つの調査特別委員会が設置されています。



◎吉松 源昭
○中牟田伸二
◎松尾 嘉三
伊豆美沙子
樋口 明
長 裕海
今林 久
中村 明彦
井上 博隆
原田 博史
原竹 岩海
佐々木 徹
大塚 勝利
森下 博司
出利業史郎

少子・高齢化社会対策調査特別委員会

少子・高齢化に対応するための総合的な諸対策の推進を図るため、少子・高齢化社会がもたらす諸問題や基本対策について調査活動を行っています。



◎井上 貴博
○松尾 嘉三
伊豆美沙子
樋口 明
長 裕海
今林 久
中村 明彦
井上 博隆
原田 博史
原竹 岩海
佐々木 徹
大塚 勝利
森下 博司
出利業史郎

空港対策調査特別委員会

県内空港に係る諸課題を調査し、空港行政の円滑な推進を図るため、福岡空港の需要予測、機能、施設等に関する調査活動や北九州空港の利用促進、機能、施設等に関する調査活動を行っています。



◎守谷 正人
○畑中 茂広
◎川端 耕一
津田 公治
栗原 渉
十中 大雅
中尾 正幸
渡辺 英幸
井上 忠敏
仁戸田元氣
富田 徳二
大城 節子
二宮 眞盛
江口 善明

景気・雇用対策調査特別委員会

本県の経済を活性化し、景気や雇用を回復するための諸施策の推進を図るため、地域中小企業の技術開発などの高度化支援対策、新規成長産業の創出支援対策、職業能力開発支援対策、中高年求職者就職支援対策について調査活動を行っています。



◎井上 順吾
○泉 日出夫
◎吉村 悠
野原 隆士
塩川 秀敏
月形 祐二
貞末 利光
後藤 元秀
大橋 克己
川崎 俊丸
助信 良平
高橋 雅成
新開 昌彦
林 裕二

防災及びエネルギー・水安定供給調査特別委員会

防災、災害救助等およびエネルギーの安定供給の確保ならびに水資源対策に関する諸施策の推進を図るため、防災計画、災害救助その他災害対策、国民保護計画、省エネルギーの促進および新エネルギーの研究開発・普及促進、原子力発電を含む電力の安定供給、総合的な水資源対策について調査活動を行っています。



◎江藤 秀之
○桐明 和久
◎大島 道人
加地 邦雄
井本 邦彦
吉原 太郎
武藤 英治
田辺 一城
原中 誠志
野村 陽一
上岡 孝生
吉武 邦彦
古川 忠
田中 純

国際交流推進対策調査特別委員会

海外との友好交流、海外との経済交流、九州国立博物館活動などの文化交流、海外からの観光・企業誘致の促進など幅広い分野の国際交流に関する諸課題を総合的に調査し、その円滑な推進を図るため調査活動を行っています。



◎小池 邦弘
○板橋 聡
◎香原 勝司
阿部 弘樹
秋田 章二
浦田 憲一
原口 剣生
縣 善彦
藏内 勇夫
中村 誠治
吉村 敏男
壹岐 和郎
浜崎 達也
神崎 聡

広域行政推進対策調査特別委員会

広域行政に関する諸課題を総合的に調査し、広域行政の円滑な推進を図るため、広域行政、税源問題、一括交付金制度その他国庫補助負担事業の見直しについて調査活動を行っています。

福岡県飲酒運転撲滅条例の解説 (1面関連)

平成24年9月21日施行

●飲酒運転で検挙された場合、違反が初回のときは、アルコール依存症に関する診断を受けるよう努めなければなりません。一定期間内に再度違反すると受診義務が課されます。
●通勤・通学中に飲酒運転で検挙された場合、公安委員会から通勤先、通学先に通知されます。
●飲酒運転違反者に酒類を提供した飲食店が、公安委員会から飲酒運転防止措置への取り組みを指示されたにもかかわらず、その取り組みを怠った場合、店名の公表と併せて公安委員会の指示書の店内掲示が義務づけられます。掲示しない場合、5万円以下の過料が科されます。

平成24年4月1日施行

●家族または知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その防止に努めるとともに、知人等が飲酒運転を行うおそれがあるときは、警察官に通報するよう努めなければなりません。
●事業者は、従業員の飲酒運転を防止するため必要な対策を講じるよう努めなければなりません。
●飲食店、酒類販売店、駐車場所有者等は、飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示するよう努めなければなりません。
●駐車場所有者等は、駐車場の管理人に利用者が飲酒しているか確認させるなどの対策を講じるよう努めなければなりません。
●飲食店、酒類販売店、駐車場所有者等、タクシー事業者、運転代行業者は、来店者、利用者等が飲酒運転をするおそれがあるときは、警察官に通報しなければなりません。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の骨子

★「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない!」という強い意志を持ち、飲酒運転のない、安全で安心して暮らせる社会をつくりましょう。

トピックス

「九州の自立を考える会」による「広域行政セミナー」の開催 (H24.6.12)

平成24年6月12日、福岡県議会議員の全員を会員に持つ「九州の自立を考える会(以下「九州自立の会」という)」では、谷口博文九州大学産学連携センター教授を講師に迎え、「国の出先機関改革と九州における道州制議論の行方」と題した「広域行政セミナー」を福岡市内のホテルで開催しました。

冒頭、開会のあいさつで、副会長を務める吉村敏男福岡県議会議員は、「九州自立の会は、九州知事会が求めている国の出先機関改革を側面から支援する目的も持っている。国の出先機関改革については、6月8日に国の『アクション・プラン』推進委員会において特例法案の骨格が示されたが、その後の国の取り組みを見てみると、やはり肝心なところで中央省庁は、地方には権限と財源、事務を渡したくないのではないかという思いをますます強くしている」とあいさつしました。



続いて、会長の藏内勇夫福岡県議会議員は、「国の出先機関改革の雲行きが大変怪しくなっている。これまで九州地方知事会が『九州広域行政機構』を構想し、九州各県議会議長会でも国の出先機関原則廃止などについて国に要望し、また、議長会と知事会でこれらについて意見交換会も行ってきた。今回の改革は、明治維新に匹敵するものである。試行錯誤し、失敗を恐れず、果敢に挑戦していくことが肝要である。地方が立ち上がり、国を救うという気概のもとに、われわれは活動を続けていかななくてはならない」とあいさつしました。



続いて、来賓出席の九州各県議会議長会の松本國寛会長(福岡県議会議長)から、「九州議長会においては、4月に『国の出先機関原則廃止と広域行政実施体制づくり』について国に要請活動を行うなど、その進展に力を尽くしてきたが、中央省庁の抵抗も強く、政治主導が十分機能していないことから、なかなか前に進んでいない。九州議長会としても、いろいろな課題についてしっかり議論を深めるとともに、九州地方知事会や市町村の皆さんとも連携を密にしていきたい」とのあいさつをいただきました。



続いて、来賓出席の小川洋福岡県知事からは、「国の出先機関改革等を通じて、『地方のことは地方で決める』体制を実現するためには、われわれ一人ひとりに『理解』『思い』、そして『覚悟』が必要である。今後とも広域行政の推進のため、皆さまのご指導、ご理解をお願いしたい」とのあいさつをいただきました。



講演では、九州大学産学連携センターの谷口博文教授が、「九州は、自分でマネジメントできて、自分で政策を決めることができれば、今、成長力のある国々にも対抗できるポテンシャルを十分に持っている。地方の現場には知恵がある。その知恵を生かすために企画立案機能を国から地方へ移すべきであり、できる分野、できる地域から始めればよい」と述べるとともに、近時の国の出先機関改革を詳細に説明。



講演後の質疑では、吉村副会長が「出先機関の事務移譲に関する法律案は、2010年のアクション・プランの内容と似ても似つかない内容である。かなり不十分でもこのまま法律化すべきか、それとももう一度仕切り直すべきか」と質問。

これに対し、谷口教授は、「これから政治の世界でどうということが起こるか、ということに密接に関係するので、一義的に申し上げるのは難しいが、『もう少しよいものを作るまで待つ』のと、『少しでも推進し、動いておく』ということでは、後者の意味は大きいと思う」と述べました。



閉会に当たり、九州各県議会議長会の前会長で前福岡県議会議員の原口剣生理事兼会計責任者が、「これまで、九州各県議会議長会では、『九州広域行政機構』について論議し、権限・財源移譲について内閣府、各政党にも陳情してきた。議長会にもさまざまな意見はあるが、この論議をさらに進めていく。九州自立の会でも『九州は一つ』で頑張っていきたい」とあいさつし、「広域行政セミナー」は無事終了しました。

★「九州の自立を考える会」とは?

党派や政治的理念を超えて地方主権の推進や九州の成長戦略の策定を行い、九州の自立を目指すことを基本理念に置き、福岡県議会の議員を中心に九州各県議会の議員有志や民間企業トップなどをメンバーとした「九州の自立を考える会」(会長=藏内勇夫・自由民主党福岡県議団会長)が、平成23年9月に発足しました。同会では、「地方主権による九州の自立」「地方行政と地方議会のあり方」「九州とアジア大交流時代の到来」といった6項目と、これらに付随して必要と認められる事項について研究し、その成果を広く公表することにより、九州の自立を進める機運の醸成に資することを目指しています。

福岡県総合防災訓練

6月3日、「福岡県総合防災訓練」が糸島市で行われました。訓練には県や地元自治体をはじめ、警察、自衛隊、ボランティア、地域住民など約1,400人が参加し、地震・津波災害への応急対応訓練、原子力災害への応急対応訓練、住民参加型の訓練などが実施されました。

県議会からは松本國寛議長をはじめ、各常任委員会の委員長など、22人の議員が参加し、訓練の様子を見守りました。



議会で節電に努めています

福岡県議会では、平成23年度に引き続き、エレベーター稼働台数の削減、庁舎内照明の省エネ化および間引き、クールビズ実施の前倒しなどを行っています。さらに、今年度は勤務時間終了後の執務室の一斉消灯に取り組む日を設けています。また、事務局の昼休み時間を電力消費のピーク時間帯に変更し節電に努めています。



トピックス

ようこそ、福岡へ！！

～海外福岡県人会子弟の議長表敬がありました～

7月9日、ブラジル、ペルー、コロンビア、ボリビア、アルゼンチン、カナダ、米国の7カ国の子どもたちと引率者の計29人の皆さんが、当県議会を訪問し、松本國寛議長、新村雅彦副議長と懇談しました。

海外福岡県人会は、福岡県と県民が移住された国とをつなぐ草の根交流の窓口として重要な役割を担っています。しかし、移住から長い年月が経過し、福岡をよく知らない世代も増え、このままでは将来の県人会活動に支障を来す懸念があります。そこで、本県は平成20年度から、県人会を通じた各国と福岡・日本との交流の核となる後継者の育成を目的とする「海外福岡県人会子弟招へい事業」を実施しており、この事業によって今回の来福が実現しました。

「今回の福岡滞在は、子弟の皆さまが、親族や同世代の子どもたちとの交流や福岡県の伝統文化を通じ、福岡県を理解していただくよい機会となり、また、この体験が福岡県と県人会各国との絆をさらに強めるきっかけとなることを期待します」との議長のあいさつの後、終始なごやかな雰囲気の中、観光や食文化などの話題に興じ、楽しい懇談となりました。

参加された子弟の皆さんが、将来、友好交流の架け橋として活躍されることを心から祈念します。



九州北部豪雨災害からの 早期復旧・復興に向けて！！

平成24年7月の九州北部豪雨災害で亡くなられた方々とそのご遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

本県、熊本県および大分県を中心に記録的な大雨となった九州北部豪雨は、多数の尊い人命を奪い、各地で住宅や事業所、道路、河川その他の公共施設、農林水産関係施設、農産物、水産物等に未曾有の被害をもたらしました。7月20日には、野田首相が来福し、各省職員等を伴い柳川市に被災状況の現地調査に入られましたので、松本県議会議長は、小川知事や金子柳川市長らとともに矢部川氾濫現場を案内し、激甚災害の早期指定、災害復旧事業の早期採択、農業および水産業被害への早期対応、被災者生活支援等を求め、知事との連名による緊急要望書を提出しました。



また、九州各県議会議長会の会長県として、被災住民への迅速かつきめ細かな支援と大規模災害から住民の生命・財産を守る防災対策を早急に講じるよう求める「九州北部豪雨等による災害に関する緊急要請」決議案を取りまとめ、7月25日に開催された全国議長会定例会に提出。可決され、翌26日には、全国議長会から政府、与野党への要請活動が行われました。

議会からのお知らせ

議会棟見学のご案内

議会では、小中学生や一般の方を対象に議会施設見学を受け入れております。係員が議場等にご案内し、議会の仕組みや施設の説明をするとともに皆さんからの質問にお答えします。なお、原則として議会会期中は見学ができません。詳しくは総務課総務係(092-643-3826)まで。

請願・陳情について

傍聴券を交付していただきます。特に会期の初日と最終日の開会には、所定の手続き終了後になる場合があります。詳しくは総務課総務係(092-643-3826)まで。

議会傍聴について

県議会の会議は、公開を原則としていますので、開催中はいつでも傍聴できます。本会議などは概ね午前11時に開会され、先着順に

傍聴券を交付していただきます。特に会期の初日と最終日の開会には、所定の手続き終了後になる場合があります。詳しくは総務課総務係(092-643-3826)まで。

このたびの豪雨により被害を受けられた皆さまに心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。「一人の県議として、本会議や委員会でも論陣を張る！」そのために、所属党派・個人による、割と自由かつたつた調査活動や地域活動の毎日。そんな生活も14年目に入りましたが、去る5月22日、副議長に選任していただけてからは、外での公務も少なくありませんが、それ以外はほとんど連日、副議長室にいます。そこは、「副議長執務室」と実感。つまり、県議会の一員としての議員の側面のほか、「県議会の事務方」の責任者としての役割がとて大きいし、また多いのです。

9月定例会のスケジュール(予定)

9月14日(金) 開会	9月27日(木) 一般質問
9月21日(金) 代表質問	9月28日(金) 常任委員会
9月24日(月) 代表質問	10月1日(月) 常任委員会
9月25日(火) 一般質問	10月2日(火) 常任委員会
9月26日(水) 一般質問	10月4日(木) 閉会

9月14日(金)から9月定例会が始まります！

日程は右のとおりです。傍聴・視聴の際の参考にしてください。

議員として、副議長として

その結果、初当選以来継続してきた「高宮駅」「大橋駅」での朝の駅立ちが、公務の都合でカットを余儀なくされることもしばしばです。残念に思うこともあります。一方で副議長としての責任を強く感じている毎日でもあります。

「住んでよかった」と実感できる「福岡県づくり」の一助となりますよう、精いっぱい務めてまいります。



福岡県議会副議長 新村 雅彦

編集・発行

福岡県議会

〒812-8574 福岡市博多区東公園7-7

電話 092-643-3832(調査課)